

秋田市教育委員会  
平成27年9月定例会  
(資料)

【資料目次】

協議事項

- (1) 平成28年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について  
・ 秋田市教委公告(案) … 1
- (2) 平成28年度秋田市立御所野学院中学校の生徒募集公告について  
・ 秋田市教委公告(案) … 3

教育長等の報告

- (2) 平成28年度の組織機構について … 4

秋田市教委公告（案）

平成28年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成27年9月 日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜 平成28年1月13日（水）から1月15日（金）正午まで

イ 一般選抜 平成28年2月15日（月）から2月17日（水）正午まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成28年1月29日（金） 学力検査および面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

(2) 一般選抜 平成28年3月8日（火） 学力検査および面接

ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成28年3月に卒業する見込みの者で、「平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」

で定める「出願の条件」を満たしている者

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成28年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜 平成28年2月5日(金)午後4時

(2) 一般選抜 平成28年3月16日(水)午後4時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「平成28年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告（案）

平成28年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成27年9月 日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

1 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

平成27年12月2日（水）から平成27年12月4日（金）まで。（直接持参を原則とする。ただし秋田市外から受検する場合は郵送を可とする。その場合は12月4日（金）までの消印有効とする。）

(2) 提出先

秋田市立御所野学院中学校長

2 出願資格

平成28年3月に小学校の課程を修了見込みで、保護者とともに、秋田市内居住又は平成28年4月1日までに居住予定の者

3 募集人員

80名

4 入学予定者選考の実施期日等

(1) 実施期日 平成27年12月26日（土）

(2) 内容 適性検査および面接

5 選考結果の通知

平成28年1月8日（金）

6 その他

入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成28年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

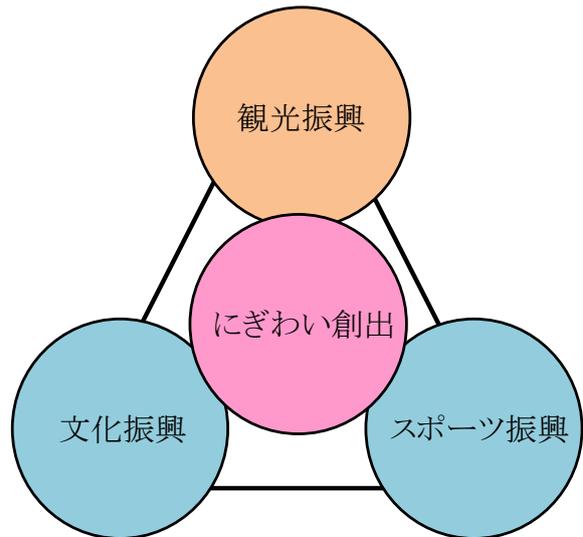
## 平成28年度の組織機構について

### 1 新部の設置目的

#### (1) (仮称)観光文化スポーツ部

【構成イメージ】

- ・次期総合計画の新成長戦略2の「(案)芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」を一元的に所掌し、芸術文化・スポーツ・観光などの地域資源を活かした魅力あふれるまちづくりを推進することを目的とする。
- ・第6次行政改革大綱において「にぎわい創出や観光・文化・スポーツを一元的に所掌する部門の設置」を実施項目に掲げており、それぞれを有機的に連携させ、相乗効果を生み出すことによって、交流人口の拡大とにぎわいの創出を図るため、(仮称)観光文化スポーツ部を設置する。



#### (2) (仮称)産業振興部

【構成イメージ】

- ・次期総合計画の新成長戦略1の「(案)地域産業の振興と雇用の創出」を推進し、産業経済基盤の強化による地域の活力向上を図ることを目的とする。
- ・本市の農業の将来を見据え、消費者や流通側のニーズに合った生産・加工・販売の体制を確立するとともに、6次産業化および農商工連携などの新たなビジネスモデルの展開による雇用の創出を図るため、商工部と農林部を統合し、(仮称)産業振興部を設置する。

